



報道関係者各位

平成29年9月29日  
新潟労働局雇用環境・均等室  
監理官 宇尾野 秀明  
室長補佐 八子 理子  
Tel 025-288-3511 (夜間) 025-250-5427

## はじまります、「無期転換ルール」(\*)

～「無期転換ルール取組促進キャンペーン」実施中(9月～10月)～

新潟労働局(局長 榎葉 伸一)では、無期転換ルールの本格的な対応が求められる平成30年4月まで残り半年となることから、厚生労働省が定めた「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間(9月～10月)に併せ、事業主団体等に対し、無期転換ルールの周知及び円滑な導入(雇止めへの慎重な対応等)に関する要請を行うとともに、有期契約労働者、事業主等を対象に特別相談窓口の設置による対応を行っています。

### <新潟労働局における「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間の実施事項>

- 1 関係団体(事業主団体、労働者団体等)、自治体への要請
- 2 特別相談窓口の開設(資料No.2)
- 3 あらゆる機会を活用した周知(各種会合、説明会における資料説明、配布)
- 4 働き方休み方改善コンサルタント(資料No.3)等による個別訪問、集団指導等
- 5 広報誌(市町村報、機関誌等)など広報媒体への掲載依頼

#### 無期転換ルール特別相談窓口の開設(資料No.2)

労働者や事業主等が相談できる「無期転換ルール特別相談窓口」を開設しています。

- 【期間】 平成29年9月～10月  
【受付時間】 9時00分～16時30分 月曜日～金曜日(祝日除く)  
電話又は来庁による相談  
【受付窓口】 新潟労働局雇用環境・均等室及び新潟県内の各総合労働相談コーナー  
【相談内容】  
・労働契約法の概要  
・無期転換ルールの導入手順  
・無期転換後の労働条件の定め方(就業規則の整備等)  
・無期転換ルールに関する労使トラブル(雇止め等)など

<添付資料>

資料No.1 無期転換ルール取組促進キャンペーン専用リーフレット

( はじまります、「無期転換ルール」 )

資料No.2 無期転換ルール特別相談窓口のご案内

資料No.3 働き方休み方改善コンサルタントによる相談アドバイスについて

※「無期転換ルール」とは

労働契約法第18条では、同一の使用者との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できるルール（無期転換ルール）が規定されています。



無期転換ルールは平成25年4月1日に施行されたため、

平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に「無期転換申込権※」が発生

することとなりますが、このルールの内容・趣旨が十分に認知されないまま平成30年4月を迎える場合には、労使間でトラブルが発生するなどの事態が懸念されます。

※期間の定めのない労働契約への転換を申し込む権利のこと

平成30年4月まで  
あとわずか！

# はじまります、「無期転換ルール」

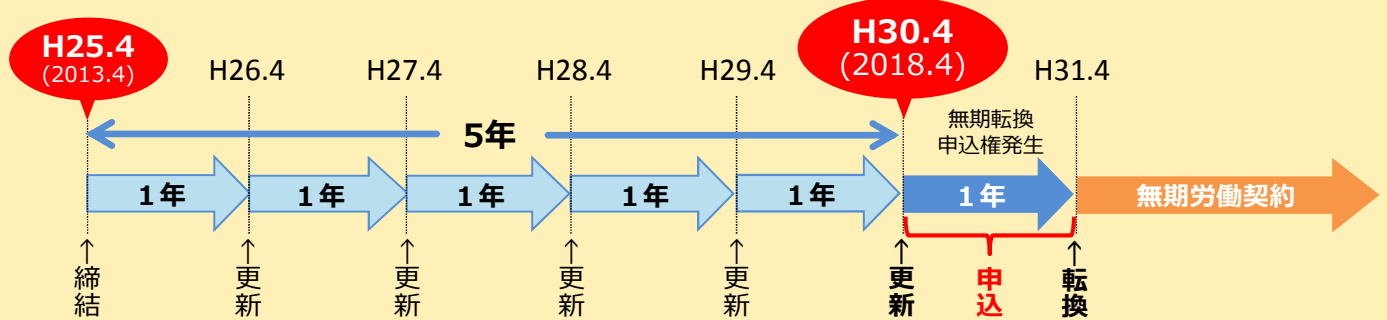
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

## 無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

## 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

## 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

## 有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

### 雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

# 「無期転換ルール」の導入手順

## STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー
- 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

## STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。  
具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金
- 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム
- 中小企業に対するコンサルティング

## STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

## STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

Q1

## 「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

## 無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

## 無期転換の申込みの方法は？

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

### 無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

### 無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

## 無期転換後の労働条件は？

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

# 「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちら

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>



## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。

※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

## 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）の問い合わせ先

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-224-7639
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-219-5509	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-523-1190	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	鹿児島労働局	099-223-8239
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	宮崎労働局	0985-38-8821
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

# 無期転換ルール特別相談窓口のご案内

期間：平成29年9月1日（金）～平成29年10月31日（火）

**働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人からの相談

企業の担当者からの相談

無期転換の申し込み前に雇止めにならないかとても不安です。

無期転換の申し込みは、「いつ」「誰に」「どのように」申し込みればよいのですか？口頭でも申し込みはできますか？



「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」は全て「無期転換ルール」の対象となるのですか？

無期転換した労働者の労働条件はどのように定めればよいのだろう。

## 新潟労働局 無期転換ルール特別相談窓口

受付時間 9時00分～16時30分 月曜日～金曜日（祝日除く）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
時間に余裕を持ってお電話またはご来庁ください。

### 新潟労働局雇用環境・均等室

〒950-8625 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号  
新潟美咲合同庁舎2号館 Tel) 025-288-3501  
025-288-3527



※県内の総合労働相談コーナーでも対応しています。

### 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



相談して  
ください!

新潟労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



新潟労働局無期転換ルール特別相談窓口一覧

名称	所在地(郵便番号)	電話番号
<u>新潟労働局 総合労働相談コーナー</u>	〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3501 025-288-3527
<u>新潟総合労働相談コーナー</u>	〒950-8624 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階 新潟労働基準監督署内	025-288-3571
<u>長岡総合労働相談コーナー</u>	〒940-0082 長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎7階 長岡労働基準監督署内	0258-33-8711
<u>上越総合労働相談コーナー</u>	〒943-0803 上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎3階 上越労働基準監督署内	025-524-2111
<u>三条総合労働相談コーナー</u>	〒955-0055 三条市塚野目2-5-11 三条労働基準監督署内	0256-32-1150
<u>新発田総合労働相談コーナー</u>	〒957-8506 新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎3階 新発田労働基準監督署内	0254-27-6680
<u>新津総合労働相談コーナー</u>	〒956-0864 新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階 新津労働基準監督署内	0250-22-4161
<u>小出総合労働相談コーナー</u>	〒946-0004 魚沼市大塚新田87-3 小出労働基準監督署内	025-792-0241
<u>十日町総合労働相談コーナー</u>	〒948-0073 十日町市稻荷町2-9-3 十日町労働基準監督署内	025-752-2079
<u>佐渡総合労働相談コーナー</u>	〒952-0016 佐渡市原黒333-38 佐渡労働基準監督署内	0259-23-4500



# 働き方・休み方改善コンサルタントによる 相談アドバイスについて

～ 働き方改革を進めてみませんか？ ～

## 新潟労働局雇用環境・均等室

メンタルヘルス対策、過重労働防止に関わって、残業時間を含め長時間にわたる労働時間を抑制する必要性が高まっていますが、長時間に渡る労働時間を抑制するには、労働時間制度の改善に加え、職員の意識や職場環境の改善も進めていく必要があります。

そこで、長時間労働の抑制を進めるための労働時間制度の改善、新たな休暇制度の導入、労働基準法への対応などの疑問や悩みに対して、労働時間管理・労務管理に関する専門的知識を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」が、企業ごとの実情に応じて助言を行う「相談アドバイス」を実施しております。御希望される方はお気軽にお申込み下さい。

### 例えばこんな事を御相談下さい

- ① 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた取組みに関する事
- ② 労働時間の適正な管理方法と時間外労働削減に向けた改善対策に関する事
- ③ 労働時間、休日、休暇などに関する企業内制度の改善に関する事
- ④ 過重労働による健康障害防止のための管理体制のつくり方に関する事
- ⑤ 労働契約法及び無期転換ルールに関する事

無料

### お伺いする働き方・休み方改善コンサルタントは？

労働時間設定改善の専門知識、社会保険労務士資格を有する専門家です。

### いつ・どこで相談してくれるの？

下記の申込先に電話又はファクスで御連絡ください。日時を調整させていただいた上、働き方・休み方改善コンサルタントが直接御社にお伺いいたします。なお、場所については、新潟県内であればどこでもお伺いいたします。

### お申込みは、こちらへ

新潟労働局 雇用環境・均等室 〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1

TEL 025-288-3527(8:30~16:30)

FAX 025-288-3513(以下に御記入のうえ、fax 送信して下さい)

働き方・休み方改善コンサルタントの相談アドバイスを希望します。

御 社 の 社 名 (〔業 種〕 )

〃 住 所

〃 電 話 番 号

FAX 番 号

御 希 望 日 時 (御 希 望 に そ え な い 際 は 調 整 さ せ て い た だ く こ と が あ り ま す 。)

月 日 午前 ・ 午後 時 頃

御 相 談 事 項 (上 記 の ① ~ ⑤ か ら 選 択 ください。)

御 担 当 者 の 役 職 ・ 御 名 前